

施策名 (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

1 今後の方向性、検討課題等

(1) 女性に対する暴力への社会的認識の徹底

法務省は、「人権週間」(12月4日～10日)において、「女性の地位を高めよう」を強調事項として掲げ、人権週間を中心に年間を通じて全国各地で、女性の人権をテーマとした講演会の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌等による広報などの啓発活動を行っているほか、女性に対する暴力などをテーマとした啓発冊子を作成するなど、男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえた啓発活動を行っている。

今後とも、あらゆる機会を捉えて啓発活動を実施していく。

(2) 体制整備

・研修、人材確保

法務省では経験年数に応じた研修やいわゆる階層別研修において、検察職員に対しては、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義を実施し、法務局の人権擁護事務担当者や更生保護官署の職員に対しても、配偶者からの暴力の防止及び女性に対する配慮等を含めた犯罪被害者の保護・支援に関する講義を実施しているほか、入国管理局関係職員に対しては、外国人の人権に関する講義を実施している。

また、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員に対する研修を毎年実施しているほか、人権擁護委員についても、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者からの相談などに適切に対処するための必要な知識の習得を目的とした「男女共同参画問題研修」を平成12年度から実施している。

入国管理局では、精神的・身体的に痛手を受けた人身取引の被害者に対して適切に事情聴取を行うよう、職員に対してWHO作成の事情聴取のガイドライン(トラフィッキングされた女性とのインタビューのための倫理と安全性に関する提言)を利用するよう指導をしているほか、各種研修の中で「人身取引」に関する講義を行うなどしている。

今後もより研修の充実に努めていく。

・厳正かつ適切な対処の推進、関係機関の連携の促進

平成12年7月から全国50の法務局・地方方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシャルハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備し、その救済に努めている。

人権擁護機関においては、人権侵害の疑いのある事実を認知した場合、調査を行い、女性に対する人権侵害の事実が認められた場合、その排除や再発防止のため、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等の一時保護施設への紹介などの援助をし、侵害行為を行っている者に対しては、これを止めるよう、事案に応じて説示、啓発を行うことにより、被害者の保護、救済を行っている。

今後も、女性に対する人権侵犯事件について、迅速かつ適切な対応を行えるよう、関係各機関との情報や意見交換の場を設けるなど、引き続き連携の強化に努めていく。

・法的対応

第161回国会に刑法等の一部を改正する法律案を提出しており、現在審議中である。

本法律案においては、以下のとおり、強姦罪等の法定刑を引き上げるとともに、2人以上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定を新たに設けることとしている。

法定刑引上げ

- ・強制わいせつ 6月以上7年以下の懲役  
6月以上10年以下の懲役
- ・強姦 2年以上15年以下の懲役  
3年以上20年以下の懲役
- ・強姦致死傷 無期又は3年以上15年以下の懲役  
無期又は5年以上20年以下の懲役

新設

- ・集団強姦等 4年以上20年以下の懲役
- ・集団強姦等致死傷 無期又は6年以上20年以下の懲役

(3) 女性に対する暴力に関する調査研究

矯正施設に収容されている加害者を対象とした各種教育的働きかけの充実に資するための調査研究を実施している。

今後も引き続き、被収容者の問題性により対応した指導・教育方法の調査研究を実施していく。

また、配偶者に対する暴力にかかる加害者の問題性に焦点を当てた保護観察の効果的運用に努めていく。

2 参考データ等